

樹木等の保全の協議

樹木等の保全協議とは、

目黒区では、一定の要件に該当する樹木等を伐採しようとするとき、その樹木等を保全することができないのか、目黒区と協議する制度です。

(目黒区みどりの条例第 14 条の 2)

(1) 対象となる樹木

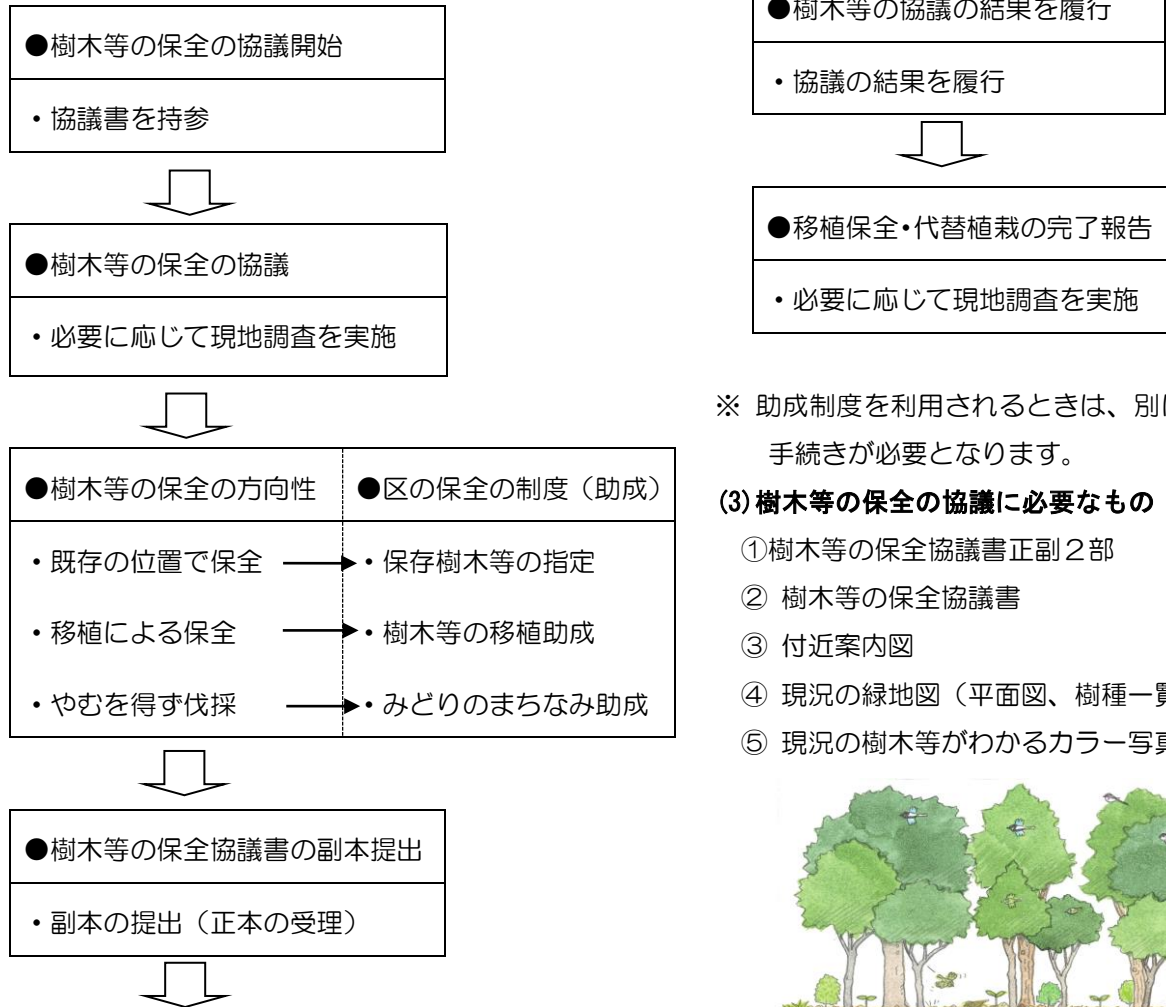
次のいずれかに該当する樹木等を伐採しようとするときに、「樹木等の保全の協議」の対象となります。

- 樹木については、1.5mの高さにおける幹の周囲が 80 cm以上あるとき
ただし、地上から 1.5mの高さで複数の幹があるときは、それぞれの幹周りの合計に 0.7 を乗じて得た数値が 80cm 以上あるとき
- 樹林については、みどりで覆われている土地の面積が 300 m²以上であるとき
- 生け垣については、高さが 90 cm以上、かつ、その長さが 20m以上であるとき



(2) 手続きの流れ

対象となる樹木等を伐採しようとする方は、樹木等を伐採しようとする日の前の 30 日前までに、必ず協議を開始して下さい。ただし、枯死等によって行う除去等は除きます。



※ 助成制度を利用されるときは、別に助成申請に関する手続きが必要となります。

(3) 樹木等の保全の協議に必要なもの

- ① 樹木等の保全協議書正副 2 部
- ② 樹木等の保全協議書
- ③ 付近案内図
- ④ 現況の緑地図（平面図、樹種一覧、求積図等）
- ⑤ 現況の樹木等がわかるカラー写真

